

1 送達費用として訴状や控訴状に添付していただく郵便切手について

訴えや控訴提起の際には、当事者への書類の送達費用として郵便切手を納めていただく必要があります。当庁では訴状に添付して納めていただくようお願いしている訴状添付郵便切手の組合せは次のとおりです。

訴状・控訴事件（岡山地方裁判所が第二審）の添付郵便切手

郵便切手の種類	被 告 の 数					
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上の加算額 (1人ごと)
500 円	8 枚	10 枚	12 枚	14 枚	16 枚	2 枚
110 円	8 枚	9 枚	10 枚	11 枚	12 枚	1 枚
100 円	10 枚	11 枚	12 枚	13 枚	14 枚	1 枚
50 円	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	8 枚	
20 円	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	
10 円	10 枚	11 枚	12 枚	13 枚	14 枚	1 枚
合 計	6,580 円	7,800 円	9,020 円	10,240 円	11,460 円	1,220 円

■ 対象となるのは、岡山地裁本庁に提起される民事第一審事件（手形訴訟を含む。）、行政第一審事件及び民事第二審事件（簡易裁判所が第一審）です。

控訴提起事件（広島高等裁判所岡山支部が第二審）の添付郵便切手

郵便切手の種類	当 事 者 数					
	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上の加算額 (1人ごと)
500 円	6 枚	8 枚	10 枚	12 枚	14 枚	2 枚
110 円	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	
100 円	5 枚	5 枚	5 枚	5 枚	5 枚	
50 円	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	
20 円	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	
10 円	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	10 枚	
合 計	5,400 円	6,400 円	7,400 円	8,400 円	9,400 円	1,000 円

■ 対象となるのは、民事第二審（岡山地裁本庁控訴提起事件・地裁支部控訴提起事件を含む。）、行政第二審事件（岡山地裁本庁控訴提起事件）です。

2 送達費用の現金納付について

岡山地方裁判所本庁に提起される民事第一審（手形訴訟を含む。）・第二審事件・行政第一審事件、倉敷・津山支部に提起される民事第一審（手形訴訟を含む。）、広島高等裁判所岡山支部に提起される民事・行政第二審事件及びこれらの付随事件の送達費用については、郵便切手に代わって、現金により納付することができます。その予納額の基準は次のとおりです。

現金で納付されると、事件終局時に残額を口座振り込みによりお返しできるので大変便利です。訴え提起時に、還付を希望される銀行等の口座を指定してご利用ください。
新見支部及び簡易裁判所においては、送達費用の現金による納付の取扱いはありません。

訴状・控訴事件（岡山地方裁判所が第二審）の郵便料予納額

	被 告 の 数					
郵 便 料 予 納 額	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上の加算額 (1人ごと)
	6,000 円	7,000 円	8,000 円	9,000 円	10,000 円	1,000 円

控訴提起事件（広島高等裁判所岡山支部が第二審）の郵便料予納額

	当 事 者 数					
郵 便 料 予 納 額	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人以上の加算額 (1人ごと)
	6,000 円	7,000 円	8,000 円	9,000 円	10,000 円	1,000 円

■ 郵便料を現金で納付する場合は、民事訴訟事件係（地裁民事受付）で保管金提出書を交付しますので、必要事項を記入の上、6階会計課出納第二係の窓口で即日納付してください（「控訴提起事件」についても同様です。）。

■ 倉敷及び津山支部に提起（「控訴提起事件」を含む。）する場合は、同支部で納付してください。